

# 竹島

竹島は、歴史的事実にも照らしても、  
国際法上も明らかに日本固有の領土です。  
韓国による竹島の占拠は、国際法上  
何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、  
韓国がこのような不法占拠に基づいて  
竹島に対して行ういかなる措置も  
法的な正当性を有するものではありません。



# 江戸時代の竹島

## 我が国は、遅くとも17世紀半ばには、 竹島(当時の名称は「松島」)の領有権を確立していました。

1618(元和4)年※、鳥取藩伯耆国米子の大谷、村川の両家は、藩主を通じて幕府から鬱陵島(当時の名称は「竹島」)への渡海免許を受けました。これ以降、両家は交替で毎年1回鬱陵島に渡海し、アワビの採取、アシカの捕獲、樹木の伐採など約70年にわたって他から妨げられることなく独占的に事業を行っていました。この間、隠岐から鬱陵島までの針路上にある竹島(当時の名称は「松島」)は、航行の目標や途中の船がかり(停泊地)として利用されただけでなく、幕府の公認の下で、アシカやアワビの漁獲の好地としても利用されていました。

こうして、日本は、遅くとも17世紀半ばには竹島の領有権を確立していたと考えられます。

なお、当時、幕府が鬱陵島や竹島を外国領であると認識していたのであれば、日本人の海外渡航を禁止するようになった1635(寛永12)年には、これらの島への渡海を禁じていたはずですが、そのようなことはありませんでした。

※1625年という説もあります。



竹島<sup>※</sup>渡海御免の達書(写)

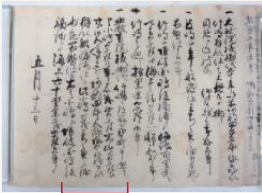
1618年(1625年の説もある)、將軍が大谷、村川両家による鬱陵島渡海を許可したことを伝える文書(奉書)の写し。  
※鬱陵島のこと  
1618年(元和4年) 所蔵:米子市立山陰歴史館

抜粋部分  
資料抜粋(現代語訳)  
伯耆国米子から竹島(現在の鬱陵島)へ先年渡海したとのこと。この原米子の町人村川市兵衛と大屋(谷)甚吉が渡海したいと申出ている件を上様に向ったところ差し支えないと仰せられたので、その点を承知し渡海を申し付けてください。



竹島渡海船の葵紋入り船印

江戸時代に鬱陵島と竹島に渡海した大谷家が、幕府から拝領した船印の旗。渡海の際に、船に掲げていたとされる。  
17世紀(推定) 所蔵:米子市立山陰歴史館



延宝九年酉ノ歳二御巡見様御宿申上候覚

1681(延宝9)年5月大谷家に宿泊した幕府巡見役人の質問への九右衛門勝信の返答覚え。現在の竹島を將軍家網の代、24・5年前に拝領し、アシカ漁をしていることが記されている。  
所蔵:島根県竹島資料室

資料抜粋(現代語訳)  
殿右院様(徳川4代將軍家綱のこと)  
御代、竹嶋(現在の鬱陵島)の道筋に周囲20町ほどの小島があり、草木も無い岩山で、二十四五年前に阿倍四郎五郎様の仲介で拝領し渡海しております。この小島でもみちの魚(アシカのこと)の油を少々取っております。

大谷九右衛門勝信 1681(延宝9)年  
写真は、大谷新九郎勝益筆写  
1810(文化11)年



亀山庄左衛門から大谷九右衛門勝実宛てた書簡

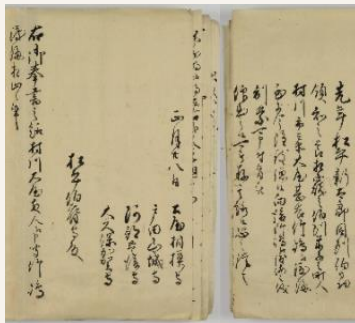
1660(万治3)年9月の大谷九右衛門に宛てた幕臣阿倍四郎五郎家来亀山庄左衛門の書簡。松嶋(現在の竹島)渡海につき阿倍四郎五郎が老中の内意を得たことが記されている。  
亀山庄左衛門 1660(万治3)年9月  
所蔵:島根県竹島資料室

資料抜粋(現代語訳)  
また、来年より竹嶋のうち(現在の鬱陵島同方向の)松嶋(現在の竹島)へ貴殿(大谷家のこと)の船が渡海するはずである旨先年四郎五郎(阿倍四郎五郎正經のこと)が御老中様の御内意を得ました。

# 江戸時代の竹島

## 1696(元禄9)年には、鬱陵島(当時の名称は「竹島」)の帰属をめぐる朝鮮との交渉の結果、幕府は鬱陵島への渡海を禁じましたが、竹島への渡海は禁じませんでした。

1692(元禄5)年とその翌年、村川家と大谷家がそれぞれ、鬱陵島で朝鮮人と遭遇したことをきっかけに、日本は、朝鮮との間で、同国漁民の鬱陵島への渡海禁制を求める交渉を行いました。鬱陵島の帰属をめぐる意見が対立し、合意を得るにいたりませんでした。1696(元禄9)年1月、幕府は朝鮮との友好関係を尊重して、大谷・村川両家の鬱陵島への渡海を禁じました。その一方で、竹島への渡海は禁じられませんでした。このことから、日本が竹島を自国の領土だと考えていたことは明らかです。



**鬱陵島渡海禁止老中奉書(写)**  
幕府より、大谷・村川両家の鬱陵島への渡海を禁止する奉書の写し。

資料提供(現代認識)  
松平新太郎が因縁、但書を治めていた時申し出のあった米子の町人村川市兵衛、大屋(谷)某吉の竹島渡海について今に至るまで激しい恨みを感じ(これから渡海禁止を申し付ける旨の上書があったので承知されたい。

「竹島之書附」 1696(元禄9)年  
所蔵:鳥取県立博物館

### 正確な知識を基に描かれた絵図



**「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」**

江戸幕府が、1696年に鬱陵島への渡海禁止を決定するにあたって、幕府は、鳥取藩に事情を確認した。その際、鳥取藩は、幕府に回答するため絵図を準備した(左図)。この絵図には、鬱陵島(当時の呼称は竹島)と竹島(当時の呼称は松島)が描かれている。竹島は、東西二つの島として描かれ、東側の島の浜に「松すへ場」の文字と小屋の絵が見える。実際にこの島で漁をしていた人の知識に基づいた正確な絵図であることがわかる。

これは、鬱陵島に渡海していた商家が作成した絵図などを基に描かれたと考えられているが、このような絵図や文献から、我が国が鬱陵島と竹島の存在を古くから承知していたことが確認できる。

所蔵:鳥取県立博物館

### 鬱陵島と竹島の名称や場所の一時的な混乱



図①:古くからの呼び方



図②:19世紀後半の呼び方

図③「日本図」(右:シーボルト)

1840(天保11)年 \*1 Matusisima (I. Dagelet)  
所蔵:国立歴史民俗博物館 \*2 Takasima (I. Argonaut)

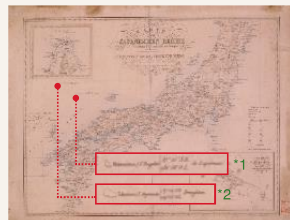
#### ■今の竹島は、昔は松島と呼ばれていた → 図①

現在の竹島は、日本ではかつて「松島」と呼ばれ、一方、鬱陵島は「竹島」や「磯竹島」と呼ばれていました。

#### ■18世紀後半から19世紀にかけて、地理的認識が混乱— 架空の島が現れる → 図②③

1787年、フランスの航海家ラ・ペルーズが鬱陵島を「ダジュレー(Dagelet)島」と、1789年にはイギリスの探検家コルネットが鬱陵島を「アルゴノート(Argonaut)島」と名付けますが、両者が測量した鬱陵島の緯度経度にはズレがあり、その後、ヨーロッパで作成された地図には鬱陵島が別の二つの島として描かれるようになりました。

日本の諸文献から、竹島と松島のことを知っていた長崎出島の医師シーボルトは、ヨーロッパで「日本図」(1840年)を刊行するに当たり、鬱陵島と朝鮮半島の間の実在しない架空の島を「タカシマ」、現在の鬱陵島に位置する島を「マツシマ」として記載しました。その結果、それまで一貫して「竹島」「磯竹島」と呼ばれてきた鬱陵島が「松島」とも呼ばれる混乱を招くこととなったのです。



#### ■1880年に現地調査し確認

その後、「松島」の開拓を政府に願い出るものが現れ、政府は、島名の関係を明らかにするため1880年に現地調査を行い、「松島」と称されている島が鬱陵島であることを確認しますが、鬱陵島が「松島」と称されることとなったため、現在の竹島の名称をどうするか問題となりました。そのため1905年、以前の名称を入れ替える形で現在の竹島を正式に「竹島」と命名することになりました。

# 竹島の島根県編入

## 日本は1905(明治38)年、竹島を島根県に編入しました。

1900年頃から、竹島ではアシカ猟が本格化し、間もなく過当競争の状態になりました。1904(明治37)年、アシカ猟事業の安定化を目的として、島根県隠岐の中井養三郎から竹島の領土編入と10年間の貸し下げの申請が行われました。

これを受けて、政府は、島根県から意見を聴取した上で、1905(明治38)年1月、閣議決定により竹島を島根県に編入し、近代国家としての領有意思を再確認しました。

島根県知事は、この閣議決定などに基づき、1905(明治38)年2月22日、竹島が隠岐島司の所管になったことを告示し、1906(明治39)年竹島におけるアシカの捕獲を許可制にし、課税も始めました。

その後、アシカの捕獲やアワビなどの採取は、太平洋戦争が始まる1941(昭和16)年まで続けられました。



竹島におけるアシカ猟  
所蔵：島根県竹島資料室



内閣 1905(明治38)年1月28日  
所蔵：国立公文書館

### 閣議決定書

#### 「隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ヲ竹島ト名ケ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為ス」

北緯37度9分30秒、東経131度55分、隠岐島から西北85海里(約158km)にある無人島(竹島のこと)は、他国の占領の形跡がなく関係書類から中井が漁猟活動を行っていることが明らかで国際法上の占領の事実が認められることから島根県の所属、隠岐島司の所管として差し支えないとしている。

※隠岐島司は、隠岐島庁の長、隠岐島庁は戦前の地方制度の一つで、県知事の下で管轄区域の行政事務を所掌する機関。

### 資料抜粋

無人島所属二間スル件(略)北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ他國ニ於テ之ヲ占領シタル小島トシテハ形跡ナク(略)國際法上占領ノ事實アルモノト認メ之ヲ本邦所屬トシ島根縣所屬隠岐島司ノ所管トシ差支無キ之ニ付閣議決定可決ト認ム



### 竹島貸下願い附図(写)

1904年に、中井養三郎から政府に提出した竹島貸下願いの地図。中井は、竹島においてアシカの捕獲業者が増加し、その個体数の減少が見られることから、競争の排除、捕獲制限等を貸下げの目的として述べている。附図にはアシカの上陸場所などが示されている。

中井養三郎 1904(明治37)年  
所蔵：島根県公文書センター



### 1905年島根県告示40号

島の位置を緯度経度で示し、その島名が竹島となり、島根県所属、隠岐島司所管と定められたことを島根県下に告示した書類。

### 資料抜粋

北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ今日本邦所屬隠岐島司ノ所管ト定メラル

島根県知事松永武吉  
1905(明治38)年2月22日  
所蔵：島根県公文書センター

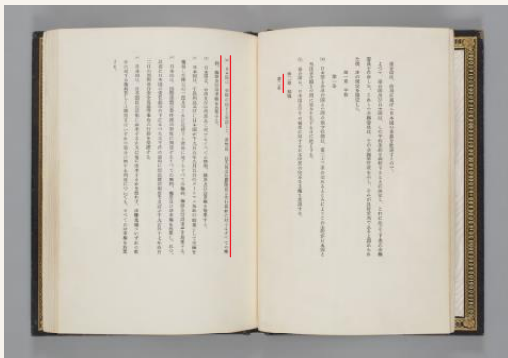
# サンフランシスコ平和条約における竹島

## サンフランシスコ平和条約において、竹島は日本の領土であることが確認されました。

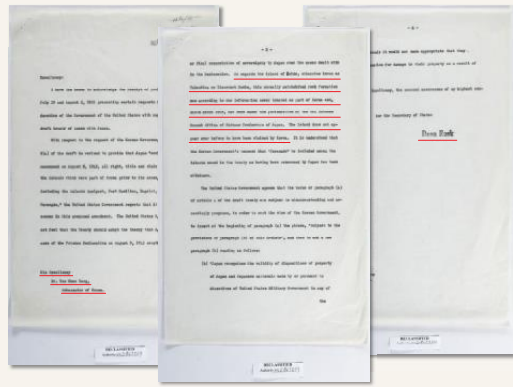
戦後、日本の領土処理等を行ったサンフランシスコ平和条約の起草時、韓国はアメリカに対して、日本が放棄すべき地域に竹島を加えるよう要請しました。しかし、アメリカは、竹島は「朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」と、韓国の主張を明確に否定しました（「ラスク書簡」）。

1951(昭和26)年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定されました。

以上のやり取りを踏まえれば、サンフランシスコ平和条約において竹島は我が国の領土であるということが肯定されていることは明らかです。



サンフランシスコ平和条約  
所蔵: 外交史料館

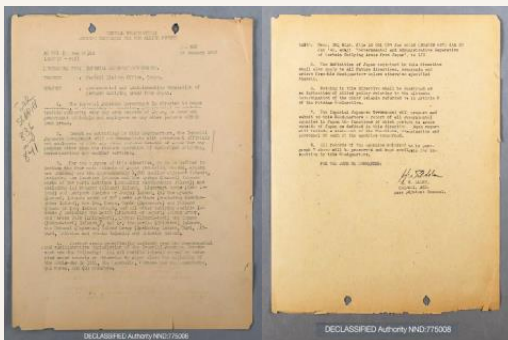


### 1951年8月10日付け ラスク国務次官補による 梁裕燦駐米韓国大使宛ての書簡

韓国側の条約草案修正要求に対して、アメリカは1951年8月、ラスク極東担当国務次官補から梁大使宛ての書簡をもって、韓国の竹島領有に関する主張を明確に否定した(いわゆる「ラスク書簡」)。

所蔵: 国立国会図書館(原本所蔵: アメリカ国立公文書館)

資料抜粋(訳)  
ドク島または竹島ないしアンクル島として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない。



### 若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する件(SCAPIN-677号)

1946(昭和21)年1月、連合国総司令部はSCAPIN第677号をもって、日本政府に対し、政治上または行政上の権力の行使を暫定的に停止すべき地域を指示しました。

その第3項には、「この指令において、日本とは、日本四大島(北海道、本州、九州及び四国)及び約一千の隣接諸小島を含むものと規定される。右隣接諸小島は、対馬及び北緯30度以北の琉球(南西)諸島(口ノ島を除く)を含み、また次の諸島を含まない」とし、日本が政治上・行政上の権力を行使しうる地域に「含まない」地域として鬱陵島や済州島、伊豆諸島、小笠原群島等のほか、竹島も列挙しました。しかし、同第6項には、「この指令中のいかなる規定も、ボツダム宣言の第8項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない」と明記されています。戦後、日本の領土を法的に確定したのは、サンフランシスコ平和条約なのです。

所蔵: 国立国会図書館(原本所蔵: アメリカ国立公文書館)

# 韓国による竹島の不法占拠

**韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。**

サンフランシスコ平和条約の発効直前の1952(昭和27)年1月18日、韓国の李承晩大統領は、国際法に反して、いわゆる「李承晩ライン」を一方向的に設定し、竹島を同ライン内に取り込みました。これに対して、日本は直ちに抗議を行いました。

また、1953(昭和28)年7月には、竹島周辺で不法漁業に従事している韓国漁民の取締りに当たっていた海上保安庁の巡視船が韓国官憲から銃撃を受けるという事件も起きました。その後、韓国は現在に至るまで、竹島に警備隊員を常駐させ、宿舎や監視所、灯台、接岸施設などを設置しています。

これに対して、日本はその都度嚴重な抗議を行っています。

韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。



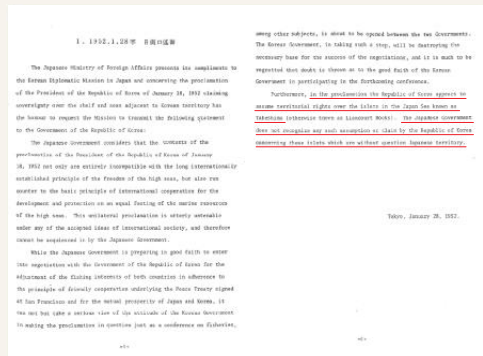
韓国が国際法に反して一方向的に設定

## 韓国の動き

1952年1月18日

### 韓国大統領が「海洋主権宣言」

李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」を発出し、いわゆる李承晩ラインを公海上の広範な海域に一方向的に設定するとともに、同ライン内に竹島を取り込んだ。その後、同ラインを侵犯したとして日本漁船を拿捕する事案が濟州島南方の漁場を中心に多数発生するようになり、船員が抑留されるなど問題が深刻化。



1952(昭和27)年1月の李承晩韓国大統領による隣接海洋に対する主権宣言に対して、同月28日付けで日本国政府が行った韓国政府に対する抗議(口上書)

日本国政府は、昭和27年1月28日付けで、「韓国は竹島として知られている(略)、日本海の小島に領土権を主張しているように見えるが、日本国政府は当然日本の領域である竹島に関する韓国のこのような僭称又は要求を絶対に認めるものではない」と韓国政府に対して強く抗議した。

所載: 島根県竹島資料室



島根県と海上保安庁の合同調査写真  
1953(昭和28)年  
所載: 島根県竹島資料室

1953(昭和28)年7月14日付け  
山陰新報



# 法と対話による解決を目指して

## 日本は竹島の領有権をめぐる問題について、 国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考えです。

日本は、平和的手段による解決を図るため、1954（昭和29）年9月、竹島の領有権問題を国際司法裁判所（ICJ）に付託することを韓国側に提案しましたが、同年10月、韓国はこの提案を拒否しました。

ICJへの付託は、当時、アメリカも韓国に対して勧めていました。また、1962（昭和37）年3月の日韓外相会談の際、さらに、2012（平成24）年8月の韓国大統領による竹島上陸の際にも、それぞれ付託の提案を行いました。韓国はいずれも拒否しています※。

日本は竹島の領有権をめぐる問題について、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考えです。

※ICJは、紛争の付託に関する両当事国の同意があって初めて手続を開始するという仕組みになっています。



1954（昭和29）年9月25日付け朝日新聞



2012（平成24）年8月22日付け読売新聞

## 竹島関連年表

17世紀	江戸幕府公認の下、日本人が竹島でアシカ猟やアワビ漁を開始。
1904(明治37)年	島根県隠岐の中井養三郎が竹島の領土編入と貸下げの申請を政府に行う。
1905(明治38)年1月28日	閣議決定により竹島を島根県に編入し、隠岐島司の所轄とした。
1905(明治38)年2月22日	島根県が竹島の編入を島根県下に告示。
1951(昭和26)年9月8日	サンフランシスコ平和条約署名。竹島は日本の領土として残る。
1952(昭和27)年1月18日	韓国が国際法に反して、日本海上に一方的に「李承晩ライン」を設定し、漁業管轄権を主張するとともに竹島をそのライン内(韓国側)に取り込む。
1952(昭和27)年4月28日	サンフランシスコ平和条約が発効。
1953(昭和28)年7月	韓国官憲が竹島周辺で海上保安庁の巡視船を銃撃。
1954(昭和29)年6月	韓国は、同国沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣したことを公表。
1954(昭和29)年9月25日	日本が韓国に対し、竹島の領有権に関する紛争を国際司法裁判所(ICJ)に付託することを提案。
1954(昭和29)年10月28日	韓国がICJへの付託を拒否。
1962(昭和37)年3月	日韓外相会談の際に、日本が再度、竹島の領有権に関する紛争をICJに付託することを提案したが、韓国が拒否。
2005(平成17)年3月16日	島根県が2月22日を「竹島の日」とする条例を制定。
2012(平成24)年8月21日	李明博韓国大統領(当時)が、歴代大統領として初めて竹島に上陸したことを受け、日本が韓国に竹島の領有権に関する紛争をICJに付託することを提案。
2012(平成24)年8月30日	韓国がICJへの付託を拒否。